

平成26年6月23日

保護者 様

尼崎市立大庄中学校  
校長 福井 隆夫

### 気象警報発令等における臨時休校等に関して（お知らせ）

梅雨の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本校教育にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、市教委・校長会では、近年、台風や局地的豪雨（ゲリラ豪雨）、土砂災害等、これまでの想定を越える自然災害が各地で発生していることや「特別警報」の運用が始まったことなどから、気象警報発令時の臨時休校や登校・授業について検討を行ってまいりました。

本年度より、兵庫県・兵庫県南部・阪神・尼崎市に気象警報が発令された場合の臨時休業等の扱いは次の通りといたしますので、お知らせいたします。

- 1 兵庫県・兵庫県南部・阪神・尼崎市に「大雨警報」「洪水警報」「暴風（暴風雪を含む）警報」が発令された場合、学校は臨時休業といたします。
- 2 ただし、午前7時までに、兵庫県・兵庫県南部・阪神・尼崎市に発令された警報が解除された場合は、学校は平常どおり授業を行います。
- 3 午前8時までに、兵庫県・兵庫県南部・阪神・尼崎市に発令された警報が解除された場合は、授業を1時間遅れ（9時25分登校完了）で2校時から行います。
- 4 午前9時現までに、兵庫県・兵庫県南部・阪神・尼崎市に発令された警報が解除された場合は、授業を2時間遅れ（10時25分登校完了）で3校時から行います。
- 5 午前9時現在で、兵庫県・兵庫県南部・阪神・尼崎市に発令されている警報が解除されなかった場合は、臨時休校となります。
- 6 登校後に、兵庫県・兵庫県南部・阪神・尼崎市に上記の警報が発令された場合、原則として、周囲の状況や安全等を確認後、速やかに下校させますが、安全確認等が必要と判断した場合は、一時的に学校に待機させることもありますことをご理解ください。
- 7 気象警報発令時以外でも、学校周辺で局地的な豪雨や災害等が発生した場合や危険と判断した場合は、臨時休業や自宅待機とすることがありますことをご理解ください。

※警報の発令や解除については、テレビ・ラジオ等を通して地域の気象状況をご確認ください。なお、学校への電話等での問い合わせはご遠慮ください。

※一斉メール配信でも、臨時休業等の有無等をお知らせしますので、こちらでもご確認ください。

以 上